

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報請求拒否決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成20年3月14日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「私が平成16年3月に 警察署に相談に行った時、警察本部から来た警察官の旅行命令書など出張した事実が分かる情報」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年3月23日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報の開示については、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成21年4月16日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求を行った。

4 諮問

平成21年5月14日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

5 前諮問事案の概要

(1) 個人情報開示請求

上記「第2、1」のとおり

(2) 実施機関の決定

平成20年3月28日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「相談事案への対応状況について」に記録された保有個人情報と特定した上で、条例第16条第6号の「事務又は事業の遂行に関する情報」に該当すると判断し、警察官氏名を非開示とする部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

平成20年4月3日、審査請求人は、本件個人情報部分開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、諮問庁に対し審査請求を行った。

(4) 答申

平成21年2月19日、当審査会は、実施機関が行った本件個人情報部分開示決定は、本件対象保有個人情報の特定に誤りがあるためこれを取り消し、本件対象保有個人情報は不存在であるため、請求拒否決定をすべきであるという答申を行った。

(5) 裁 決

平成21年3月17日、諮問庁は、実施機関が行った個人情報部分開示決定処分を取り消す裁決を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関の行った個人情報請求拒否決定を取り消す裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

本件決定に対し、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 警察庁旅費取扱規則、職員の旅費に関する条例施行規則は改正されていて、平成16年3月時点では日当が出ていたのではないかと考える。
- (2) 相談時間は午後6時頃なので、旅費が支給されていなくても、超過勤務手当は支給されていたと思われる。その手当に関する文書の公開を求める。
- (3) 「 」と読むのは、名刺にローマ字で「 」と読みが振ってあったからで、警察本部から来たのは、この「 」という警察官である。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書等を要約すると、本件決定の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の主張は、答申及び裁決の内容を踏まえ、更に再度の調査の上で決定したものであり、妥当性を欠くものとは認められないと考える。
- (2) 警察庁旅費取扱規則は、平成16年3月以降、5回の改正が行われているが、現行の同規則第18条第3項の「職員が在勤地内を日帰りで旅行する場合で、当該旅行に運賃を要さないときは日当を支給しない。」とする趣旨の規定は、そのいずれの改正においても変更されておらず、平成16年3月当ても支給されていない。また、同規定は、平成16年3月当時の出張には経過措置は設けられていない。
- (3) 当該事案は、国費で処理しているものであることから、当該旅費の計算及び支給は、警察庁旅費取扱規則に基づき行われるものであり、職員の旅費に関する条例施行規則第7条第1項第3号に規定する徳島県路程表による距離は、単に路程の計算に使用したものに過ぎない。

- (4) 職員の旅費に関する条例施行規則は、平成16年3月以降、5回の改正が行われているが、現行の同規則第7条第1項第3号の「陸路における路程の計算については、徳島県路程表に掲げる路程により行う」旨の規定は、いずれの改正においても変更されていない。また、警察本部から 警察署の間の路程の計算に該当する当該路程表の徳島市(元標)から 町の距離の7.54キロメートルについても変更はない。
- (5) 徳島県警察職員が使用する公用名刺については、徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)にその様式が定められており、氏名にローマ字等で振り仮名を付すものとはされていないことから、一般的に警察職員の公用名刺において審査請求人の主張するようなものを使用するとは考えられない。実施機関において、「 氏」に直接確認させたところ、「審査請求人が主張するような名刺を作成及び使用したような事実はない。」との回答を得た。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報

- (1) 本件請求に対し、当審査会は、平成21年2月19日付け答申第9号において、「本件対象保有個人情報は不存在であるため、請求拒否決定をすべきである。」と判断している。

したがって、本件決定に係る審査請求に対し、当審査会は、審査請求人が新たに主張する事項に限り、その検証を行うこととする。

ア 上記「第3、2(1)及び(3)」について

諮問庁から、上記規則及び規程の改正に関する参考書類の提出があり、当審査会において確認したところ、実施機関の説明に妥当性を欠くものはなかった。

イ 上記「第3、2(2)」について

審査請求人が他に主張する「超過勤務関係」公文書については、諮問庁の理由説明書でその説明がなされていないことから、当審査会において、諮問庁に対し、本件請求に係る平成16年3月の超過勤務手当に関する公文書の提出を求めた。

当審査会において、平成16年3月、警察本部から 警察署に出張して審査請求人の相談に対応した警察官の「超過勤務(夜勤, 休日勤務)命令簿」を直接、見分した結果、審査請求人に係る保有個人情報は確認されなかった。

なお、審査請求人の主張する「 氏」については、当時管理職であったことから、「 氏」の「超過勤務(夜勤, 休日勤務)命令簿」は存在しないものと考えられる。

- (2) 本件対象保有個人情報について

以上のことから、本件請求に係る保有個人情報として、「旅行命令簿」「運転記録簿」同様、「超過勤務(夜勤, 休日勤務)命令簿」に記録された本件対象保有個人情報は不存在であると認められる。

なお、一般的に、「旅行命令簿」「運転記録簿」同様、「超過勤務(夜勤, 休日勤

務)命令簿」には、当該旅行者以外の第三者の情報が記録されているとは考えられないことから、条例第13条第1項に規定する自己を本人とする個人情報に該当せず、個人情報開示請求の対象とはならないと考えられる。

2 「 」氏に係る審査請求人の主張等について

上記のように、本件請求については、対象となる保有個人情報が不存在である以上、「 」氏に係る審査請求人の主張及び諮問庁の説明は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 5月14日	諮 問
6月 4日	諮問庁からの理由説明書を受理
7月 6日	審査請求人からの意見書を受理
8月 5日	審 議 (第30回審査会)
9月 9日	審査請求人からの意見陳述の聴取、審議 (第31回審査会)
10月15日	審 議 (第32回審査会)